

第4 外国人生徒等特別選抜

1 募 集

(1) 実施校・実施学科・募集人員

実施校・実施学科・募集人員は、次の表のとおりとする。

学校名	学科名		募集人員
足羽	多文化共生	日本語コース	20名程度
武生商工	機械創造		5名程度
	商業マネジメント		

(2) 応募資格

外国人生徒等特別選抜を志願できる者は、志願する学科に対する興味・関心を有し、意欲的に学校生活を送る意志をもつ者で、次のいずれかに該当する者とする。

ア 令和9年3月に中学校を卒業する見込みの者で、中学校長が、日本語指導の必要な生徒として認定する者であること。

イ 中学校を卒業した者で、教育委員会が、日本語指導の必要な生徒として認定する者であること。

ウ 学校教育法施行規則第95条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、教育委員会が、日本語指導の必要な生徒として認定する者であること。

※日本語指導の必要な生徒

日本語による簡単な日常会話はできるが、学習活動への参加に支援が必要である者

(3) 応募資格確認手続（1(2)イ中学校を卒業した者または1(2)ウ学校教育法施行規則第95条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者のみ）

ア 外国人生徒等特別選抜を志願する者および保護者は、教育委員会において、応募資格の確認を受けること。ただし、志願者が成人の場合、父母等の同伴は不要とする。

イ 応募資格確認期間は、令和8年11月18日(水)から12月21日(月)までの間とする。応募資格確認に当たっては、前もって教育委員会に連絡して来庁日を決定し、外国人生徒等特別選抜応募資格確認書（様式第5号）に必要事項を記入し、教育委員会に持参すること。

ウ 教育委員会は、志願者が持参する外国人生徒等特別選抜応募資格確認書を受理し、応募資格を確認の上、適当と認めた場合は、志願者に外国人生徒等特別選抜応募資格認定書（様式第6号）を発行する。

2 受験に関する事前説明

(1) 外国人生徒等特別選抜を志願する者および保護者は、志願先の高校において、入学後の学校生活等について、事前に説明を受けること。ただし、志願者が成人の場合、父母等の同伴は不要とする。

なお、事前説明は、複数の高校で受けることができるものとする。

(2) 事前説明期間は、令和8年11月18日(水)から12月21日(月)までの間とする。事前説明に当たっては、前もって当該校に連絡して来校日を決定し、受験に関する事前説明申請書（外国人生徒等特別選抜）（様式第7号）に必要事項を記入し、志願先の高校に持参すること。

(3) 志願先の県立高校長は、志願者が持参する受験に関する事前説明申請書（外国人生徒等特別選抜）を受理し、応募資格を確認の上、入学後の学校生活等について説明し、受験に関する事前説明実施証明書（外国人生徒等特別選抜）を発行する。

(4) やむを得ない事情により、(2)の期間内に、志願先の高校において事前説明を受けられない者は、